

建設現場の問題点と新しい入札・契約制度について

(株)かんこう 神前和正※

By Kazumasa KOUSAKI

本論文は、平成3年度から現在に至るグループ研究の成果をまとめたものである。まず建設工事における問題点のアンケート調査を行ったところ、技術的な問題点よりも、設計・積算、会計検査、予算制度といった面での、制度自体および運用方法の問題点が数多く指摘される結果となった。これを受け、入札・契約制度の改善、標準約款の改正、第三者機関の設立などの提言をまとめたが、折しも透明性・公平性・競争性の確保を目指して一般競争入札をはじめとする新しい入札・契約制度が実施されていたため、一般競争入札制度が建設現場に及ぼす影響についてアンケート調査を行った。その後も同制度の実施現場でのヒヤリングなどの追跡調査を行ったが、結果として建設工事、特に「建設現場の問題解決」という観点からは、同制度は寄与していないものと推察される。

【キーワード】入札制度、契約制度、発注制度

1. はじめに

本論文は、土木学会関西支部における共同研究グループ「建設工事における合理的・効率的現場システムに関する研究」（6年度より研究委員会に昇格）に属する提言グループ（6年度より第1小委員会）の研究成果を、小委員会主査である筆者が代表としてまとめたものである。

当研究グループは平成3年度にスタートし、初年度には建設工事に関する問題点のアンケート調査を行ったが、技術的な問題点よりも、設計・積算、会計検査、予算制度といった面での、制度自体及び運用方法の問題点が数多く指摘される結果となった。これを受け、こういった問題に真正面から取り組み、何がしかの提言をまとめることを目的として提言グループが設けられ、4年度は問題現場を想定したケーススタディーと、実際にいくつかの提言を行った。

しかしながら、入札・契約制度をめぐる動きはこの頃よりにはわかに激しくなり、断固拒否と言う感のあった一般競争入札もついに試行される事となり、今や大型工事では主流という情勢である。

そこで我々の活動についても、漠然とした改善提案ではもはや意味がないと考え、一般競争入札をはじめとする新しい入札・契約制度が果たして建設工事、特に現場の問題解決につながるのかどうかを検証してみる事となった。当初はメンバーの間での討論などを繰り返していたが、何分にも非常に微妙な問題であるため、まずアンケート調査により、新しい入札・契約制度が実際の建設現場に及ぼす影響について、なるべく客観的に把握しようという事になった。アンケートについては当初新しい入札・契約制度全般を対象として広く回答を求める予定であったが、こういった新制度の認識度合いの問題やサンプル数の問題、及び分析のやり易さなどから、一般競争入札の経験者あるいは身近に見聞した人のみを対象とし、一般競争入札に的を絞ってアンケート調査を行った。

その後、メンバーによる現場状況のヒヤリング調査などにより、一般競争入札が建設現場に及ぼす影響についての追跡を継続しているが、以下現在までの研究活動の経過とその結果について報告する。

なお、当グループ（小委員会）の所属別構成であるが、年度によって若干異なるが、現在は自治体2名・電鉄3名・コンサル3名・ゼネコン7名となっている。

※コンピュータ事業所 06-351-1416

2. 3年度のアンケート調査について

(1) 調査目的

このアンケート調査は、共同研究グループ全体の狙いである「建設工事マネジメントシステムの開発」にあたり、まず計画、積算から施工、維持管理にいたる各段階における業務上の問題点の現状調査・分析および問題点の明確化を行うことを目的とした。

また、各問題点に対する解決策も併せて調査を行い、改善方針の要件整理も実施することにした。

(2) 調査対象

調査対象としては、建設工事に携わっている土木技術者一般とし、官・学・民を問わずできる限り幅広い業務および年齢層にわたるよう注意した。

しかしながら、結果としては後述のようにやや回答者に偏りがみられる。アンケートを依頼する、グループのメンバー自体にやや偏りがあるため、これはある程度やむを得ないものと思われる。

(3) 調査内容

a) 回答者自身に対する設問

①経験年数

②担当業種（省庁、地方自治体、公社・公団、学協会・団体、電力・ガス、電鉄、コンサルタント、鉄鋼業、建設業、建設材料業、その他）

③担当業務（営業、企画、研究開発、計画調査、設計、積算発注、施工管理、維持管理、その他）

b) 下記に分類した面での問題点および解決策についての設問（自由記述方式）

①工法選定上（本体、仮設、新工法の採用等）

②工法変更上（本体、仮設、新工法の採用等）

③積算上（方針決定、基準、施工条件の配慮、労務単価、資材単価、新工法の取扱い、新機種の取扱い等）

④関係者との協議、コミュニケーション上（行政、警察、地元住民、発注者、施工業者、協力業者等）

⑤会計検査

⑥施工管理上（原価、工程、品質、安全管理）

⑦書類作成上（仕様書、計画書、稟議書、設計図書、日報、検査、報告書、竣工図、写真）

⑧発注・入札制度、請負制度

⑨予算制度

⑩その他

(4) 調査結果

調査は平成4年1月に実施したが、その結果の概略は次のとおりである。

a) 回答者について

総回答者数は229名であり、そのうち業種としては建設業が175名（76.4%）を占めたので、分析にあたってはこれを受注者側とし、残り（省庁4、自治体27、公社・公団1、電鉄12、コンサル10）を発注者側とした。

担当業務としては、発注者側は積算発注、受注者側は施工管理が多かった。また、経験年数は15～30年が多く、これは施工現場では所長または主任クラスにあたる。

b) 問題点の整理について

回答は自由記述形式であったため、まず同じ主旨の意見をまとめ（一人で複数意見の場合はそれぞれ1つにカウントされる）、さらに表-1に示すキーワードで分類整理した。項目1はその問題点が主にどのサイドにあるかの分類であり、項目2は問題点の内容により大まかに分けたものである。項目3は問題点の範疇による分類であり、これは設問のキーワードと一致している。これらの項目の組み合わせにより様々なクロス集計を試みたが、ここでは問題点の指摘の傾向をつかむため、回答者別に指摘度数の多い組み合わせを表-2・表-3に示す。また、具体的な意見について、度数の多い代表的なものを表-6に示す。

c) 解決策の整理について

問題点の整理と同様、同主旨の意見をまとめた上、表-4に示すキーワードで分類整理した。項目1は解決策の内容を大まかに分類するものであり、項目2は問題点の範疇と対応した分類である。

表-5は項目1・2によるクロス集計の結果である。また、度数の多い代表的意見を表-6に示す。

表－１ 問題点の整理ためのキーワード

項目 1	キーワード	項目 2	キーワード	項目 3	キーワード
1	発注者側の問題	1	制度自体の問題	1	工法選定・変更
2	受注者側の問題	2	制度の運用の仕方の問題	2	設計・積算
3	第三者側の問題	3	制度運用に付随した問題	3	関係者協議
		4	人的資源・パワーの問題	4	会計検査
		5	技術・ツールの問題	5	施工管理
				6	書類作成
				7	入札・請負制度
				8	予算制度
				9	全般

表－２ 発注者側の見た建設工事の問題点ベストテン

順位	項目 1	項目 2	項目 3	度数
1	発注者側の問題	制度の運用の仕方の問題	設計・積算	3 9
2	発注者側の問題	制度自体の問題	予算制度	3 4
3	発注者側の問題	制度の運用の仕方の問題	会計検査	2 8
4	発注者側の問題	人的資源・パワーの問題	工法選定・変更	2 7
5	発注者側の問題	制度運用に付随した問題	設計・積算	2 2
6	発注者側の問題	制度の運用の仕方の問題	書類作成	1 8
7	発注者側の問題	制度自体の問題	関係者協議	1 5
8	受注者側の問題	人的資源・パワーの問題	施工管理	1 4
9	発注者側の問題	制度運用に付随した問題	工法選定・変更	1 3
9	発注者側の問題	制度の運用の仕方の問題	予算制度	1 3
9	発注者側の問題	制度自体の問題	入札・請負制度	1 3

回答者：54人、指摘問題点総数：390

表－３ 受注者側の見た建設工事の問題点ベストテン

順位	項目 1	項目 2	項目 3	度数
1	発注者側の問題	制度の運用の仕方の問題	設計・積算	2 4 6
2	発注者側の問題	制度自体の問題	入札・請負制度	1 0 3
3	発注者側の問題	制度の運用の仕方の問題	会計検査	9 7
4	発注者側の問題	制度の運用の仕方の問題	関係者協議	8 6
5	発注者側の問題	人的資源・パワーの問題	工法選定・変更	8 3
6	発注者側の問題	制度の運用の仕方の問題	書類作成	7 8
7	発注者側の問題	制度自体の問題	予算制度	7 3
8	受注者側の問題	人的資源・パワーの問題	施工管理	5 6
9	発注者側の問題	制度の運用の仕方の問題	施工管理	4 9
10	受注者側の問題	人的資源・パワーの問題	全般	4 3

回答者：175人、指摘問題点総数：1460

表－４ 解決策の整理のためのキーワード

項目 1	キーワード	項目 2	キーワード
1	制度の改善	1	工法選定・変更
2	制度の運用方法の改善	2	設計・積算
3	発注者側のマンパワーアップ	3	関係者協議
4	受注者側のマンパワーアップ	4	会計検査
5	技術・ツールの導入	5	施工管理
6	発注者・受注者の協力	6	書類作成
7	第三者との関係改善	7	入札・請負制度
		8	全般

表－５ 解決策の整理表

	制度の 改善	制度の 運用方法 の改善	発注者側 の マンパワー	受注者側 の マンパワー	技術・ ツールの 導入	発注者・ 受注者の 協力	第三者 との 関係改善	合 計
工法選定	2.0%	5.3%	2.2%	-- %	-- %	1.7%	--- %	11.3%
設計・積算	13.8%	11.0%	1.8%	0.5%	0.4%	1.7%	--- %	29.2%
関係協議	--- %	3.9%	1.0%	0.4%	0.3%	1.7%	1.7%	9.1%
会計検査	4.8%	6.0%	0.4%	-- %	0.1%	0.5%	--- %	11.8%
施工管理	1.1%	0.4%	0.1%	3.8%	0.6%	0.4%	0.3%	6.8%
書類作成	6.4%	0.2%	0.3%	0.2%	0.6%	2.1%	--- %	9.9%
入札・請負	8.5%	2.8%	0.3%	0.1%	-- %	0.1%	0.1%	11.9%
予算制度	3.9%	5.8%	0.1%	-- %	-- %	--- %	0.1%	9.9%
合計	40.5%	35.4%	6.3%	5.1%	2.1%	8.3%	2.2%	100.0%

表－６ 代表的な具体的意見

問 題 点	解 決 策
現地条件を考慮した設計になっていない 設計変更で減額のみ認められる 新しい技術が採用されにくい 発注者毎に提出書類の形式が異なる 労務単価・資材単価が実勢にあっていない 日本的慣習による請け負け 関係者協議を受注者まかせにする 事前協議不十分による工事の中断・変更・中止 地元住民の理解・了解が得られにくい 設計変更に伴い資料作りや時間的ロスなどが多い 会計検査対応に多大な労力・時間・経費を要す 新工法を含めた建設技術の把握が不十分 労働者不足及び高齢化 継続工事の年度別分散発注による工事中断 施工管理上の提出書類が多すぎる	全国的な書類様式の統一 下請け経費の計上など積算基準の改善 内部規定の改正を含めた設計変更への柔軟な対応 設計変更における発注者・受注者の十分な協議 現地条件を考慮した適正な工法・工期の設定 官民共同の書類簡素化検討会をつくる 実勢にあった単価による適正な積算 年度を越えた予算の柔軟な運用 VE、CM、代案入札など新入札方式の採用 法律上の問題を含めた契約の双務化 会計検査制度の改善及び見直し 施工管理関係の基準、書類などの統一化と簡素化 企業努力を認めた設計変更を行う 官民合同の技術情報交流の実施 発注者の会計検査に対する過剰反応の改善

d) 回答の傾向について

以上の集計結果から、このアンケートで指摘された問題点と解決策の傾向は、およそ次のとおりであると考えられる。

①指摘されている問題点の大多数は、建設現場における問題点である。

②発注者側も受注者側もほぼ同様の問題点を指摘している。ただし、発注者側に電鉄とコンサルを多く含む(54人中22人)事は多少考慮する必要があると思われる。

③「受注者側の問題」よりも「発注者側の問題」が圧倒的に多く指摘されている。

④設計・積算、工法選定・変更、入札・請負制度、会計検査、予算制度、関係者協議といった範疇での問題点が多く指摘されている。つまり、大多数が積算・発注に関連した問題に集中していると言える。

⑤問題点の内容としては、「制度の運用の仕方の問題」が多く、ついで「制度自体の問題」が多かった。なお、「技術・ツールの問題」はきわめて少なかった。

⑥解決策については、設計・積算の範疇での「制度の改善」及び「制度の運用方法の改善」といった内容の意見が多かった。これは問題点の傾向と呼応しているものと考えられる。

3. 4年度のカーススタディーおよび提言について

(1) ケーススタディーによる問題点の整理

3年度のアンケート調査では、建設工事の問題点として、「制度の運用の仕方の問題」および「制度自体の問題」が多く指摘されている。またこれの裏返しとして当然の事ながら、解決策としては「制度の改善」と「制度の運用方法の改善」が多く挙げられる結果となっている。

これを受けた4年度の活動として、過去に現場で実際に発生した問題点を持ち寄り、重要と考えられる要素を含んだモデル現場を設定し、このモデル現場をケーススタディーとして問題点の整理を行った。

その結果、図-1に示すとおり、このモデル現場で発生した1次的問題は、大部分が「施工条件の変更」と「工事の手待ち」に関するものである。また、

現場で発生した1次的問題から生じた2次的問題について、「現行制度の運用の仕方」によって解決が計れないか検討を加えたが、表-7に示すとおり、現場の抱えている問題は現行制度でも充分解決できる事をあらためて認識した。

(2) 現行制度の運用上の問題点

前節で述べたとおり、「施工条件の変更」や「工事の手待ち」といった問題は、そのほとんどが現行制度で解決されるはずなのであるが、現実にはスムーズに解決がなされているとは言い難い状況である。

そこで、現行制度が十分に機能できない原因・背景についてグループ内で討議した結果、次のような事が挙げられた。

a) 発注・契約・入札制度に起因すると思われること

①問題処理などに関わる、「甲乙」の責任範囲が不明確である。

②地方公共団体によっては、「標準契約約款」を用いず、条項を一部削除した独自の契約約款を用いている。

b) 予算制度に起因すると思われること

①厳格な単年度予算制度の適用による、無理な工期設定。

②単年度予算による時間的余裕不足。

③議会議決事項の制約。

c) マンパワーに起因すると思われること

①人的資源の不足。

②変更等の手続きに要する時間と労力が大きい。

d) 様々なコミュニケーション不足

(3) 建設工事の合理化へ向けての提言

3年度のアンケート調査結果および4年度のカーススタディー結果をふまえ、我々なりの提言を次のようにまとめた。なお、ここで対象としたのは大半を占められる一般的な公共工事である。

a) 現行制度の改善

①マクロ視点からの改善

指名入札制度の改善および発注方式の多様化(特にCMに期待)。

②各種通達の周知徹底と適正な実施

③公共工事標準請負契約約款の一部改正

- ・未解決事項、基本計画の未整備を前提とした発注・契約を可能にする。
- ・工事内容の変更や設計図書の訂正に乙が協力できるよう、甲が行うのではなく、甲乙協議して行うことにする。
- ・監督員の権限を強化し、工事中止命令を出し易くする。

b) 予算制度の改革

①多年度予算制度の導入

②予算配分の自由度の向上と箇所流用の大幅な是認

c) 建設工事技術センターの設立

センターの業務内容はおおよそ次のとおり。

①工法選択・積算・工期設定等の受託。また施工条件変更の場合の設計変更案の提示。

②コミュニケーションの場の設定。

③地域住民との、また関係する複数工事間の総合調整機関。

4. 一般競争入札の試行に関するアンケート調査について

(1) アンケート調査にいたる経緯

平成5年夏頃より、公共建設工事をめぐる動きがあらわたしくなってきた。すなわち、平成4年11月に出了された中央建設業審議会の答申では「制限付一般競争入札の導入は現状では困難（今後引き続き検討）。指名競争入札を運用上の基本とすべき。」となっていたが、その後不祥事の発覚などによる世論の高まりやますます強まる外圧を受けて「検討」のスピードは早くなり、5年9月には制限付き一般競争入札の試行が発表されるに至った。

この動きを受け、我々のグループとしても前年同様の「我々なりの提言」をのんびり議論している訳にゆかず、この年度の活動方針として、制限付一般競争入札をはじめとする入札・契約制度の改善が果たして建設工事、特に現場の問題解決につながるのかどうかを検証してみる事となった。当初はメンバーの間での討論などを繰り返していたが、何分にも非常に微妙な問題であるため、まずアンケート調査により、新しい入札・契約制度が実際の建設工事に及ぼす影響について、なるべく客観的に把握しよう

という事になった。

アンケートについては、当初新しい入札・契約制度全般を対象とし、3年度と同様に広く土木技術者一般から回答を求める予定であったが、次のような理由により、制限付一般競争入札に的を絞って経験者、あるいは身近に見聞した人を対象とした。

・こういった新制度はまだ広く認識されていないので対象は経験者に絞った方がよい。

・制限付一般競争入札はかなりの試行例を数えているが、その他の方法（技術情報公募型指名競争入札など）は試行例がまだ少ないのでアンケートを実施できる段階ではない。

・焦点を絞った方が質問の設定や後の分析がやり易くなる。

・世の中の趨勢として一般競争入札が主流となりそうである。

(2) 調査対象

前述のとおり調査対象は制限付一般競争入札の経験者、あるいは身近に見聞した人であるが、まず制限付き一般競争入札の試行例を調査した結果、発注者も受注者も判明した20の工事について、甲乙双方に対象工事を指定して回答を依頼した。工事種別の内訳は道路11（内8ヶ所がトンネル）、下水4、ダム2、鉄道・土地造成・共同溝各1である。なお、なるべく多くの回答を確保したかったので「複数の方に回答して頂くことも歓迎する」としている。

次に、これだけでは十分な回答数を確保できない恐れがあるため、研究グループの全メンバーにアンケート用紙を配布し、身近に対象者があれば回答を依頼して頂くこととした。

(3) 調査内容

アンケート内容は次のとおりである。

a) 回答者自身に対する設問

①経験年数

②担当業種（省庁、地方自治体、公社・公団、学協会・団体、電力・ガス、電鉄、コンサルタント、鉄鋼業、建設業、建設材料業、その他）

③担当業務（営業、企画、研究開発、計画調査、設計、積算発注、施工管理、維持管理、その他）

b) 経験した試行例についての設問

①回答者の立場および関わり方

②当該工事の種類・規模および入札参加申込の際の提出資料

③入札の状況など（発注者側のみへの設問）

c) 試行状況についての設問

①事務量の変化

②落札額（入札額）の変化

③施工にあたっての変化（品質管理面、工程管理面、安全管理面、予算管理面、甲乙協議の面、設計変更の面、その他の面）

④組織レベルの特別な取り組み

⑤積算（見積）の仕方の変化および予算作成上の配慮の有無（甲乙別に設問）

⑥経験上感じた制限付一般競争入札の長所（自由記述）

⑦経験上感じた制限付一般競争入札の問題点（ 〃 ）

d) 一般的な見解についての設問

①制限付一般競争入札についての見解

②制限付一般競争入札の問題点（前問で否定的見解の人のみ）

③問題点の解決策

④制限付一般競争入札の導入による建設現場への影響

⑤建設現場の問題解決という観点から望まれる入札・契約制度

（４）調査結果

調査は平成6年5月に実施し、55通の回答を得ることが出来た。

a) 回答者について

前回と比較して営業、企画、計画調査といった担当業務が増えている。

なお、調査結果の処理のための発注者・受注者の区別は「業種」の回答によらず、「試行例での立場」の回答に依った。

b) 経験した試行例について

回答者の立場については、発注者19、受注者35、第三者1という構成である。やはり受注者側が多いが、前回よりバランスは良くなっている。

関わり方については、約3分の2が「入札準備に直接関係」となっている。

当該工事の種類・規模および入札参加申込の際の

提出資料については図－2～図－4に示す。

c) 試行状況について

設問の内容及び回答について、図－5～図－13に示す。

なお、実施工上の変化については、まだ施工していないので判らないとする回答が目立った。

d) 一般的な見解について

設問の内容及び回答について、図－14～図－17に示す。

（５）調査結果の分析

今回の調査結果については、前回のような顕著な傾向はみられなかったが、その中で目についた点は、次のとおりである。

a) 発注者・受注者とも大半が事務量の増大を訴えている。

b) 受注者のかなりの部分は落札額が減少したとしている。これは発注者とやや食い違っている。ただ、増加したとする回答はないので、応札準備などの事務量増加に対する何らの見返りもないことは確かである。

c) 積算・見積の仕方の変更や予算への配慮については、受注者がかなり対応しているのに対し、発注者の対応は少ない。これはb)と呼応しているものと考えられる。

d) 制限付一般競争入札の長所については、発注者が透明性・公平性・競争性の向上を挙げているのに対し、受注者は入札・受注機会の増加を挙げている。

5. その後の追跡調査について

（１）現場状況のヒアリング

前述のアンケート調査の後、一般競争入札の実施例は増加の一途をたどり、実際の施工段階まで進んだ例も多くなった。そこで、グループメンバー各自が自社の現場に赴き、施工の状況などのヒアリングをおこなった。なお、発注者側のヒアリングは行っていない。

その結果について、定量的な集計は行っていないが、代表的な意見は次のようなものである。

- ・施工計画策定など入札準備作業が現場にも回ってきてかえって忙しい。
- ・応札のための配置技術者のやりくりで頭を悩ませている。
- ・設計変更への対応など、発注者との関係は指名競争入札の工事と変わらない。
- ・指名競争入札が残っている以上、発注者に対する遠慮は避け難い。

(2) 現状での評価

この結果及び前述のアンケートから見る限り、一般競争入札制度は今のところ建設工事、特に建設現場に好影響を与えているとは言い難い。趨勢として導入はやむを得ないが、それによって生ずる問題点の解決策について今後幅広い議論が待たれるところである。

また、「建設現場の問題解決」という当研究グループの原点に立ってみると、一般競争入札制度は解決策としてはあまり寄与していないと言わざるを得ない。やはり問題の根本とも言える、受注者の立場の弱さが改善されていないからであろうと推察される。この問題には日本人的特質や今までの慣習などもからんでおり、制度の改善だけで容易に解決できるとは思えないが、入札・契約制度の改善よりも、むしろ前述のような標準約款の改善の方が、多少な

りとも有効ではないかと考えられる。

5. おわりに

今までのグループ研究を通じてつくづく感じた事は、やはり学会の場といえども立場を離れた本音の議論は難しいという点である。参加者が一定しなかった事もある余り突っ込んだ議論はできなかったが、ともかくも2度にわたってアンケートを実施する事ができ、予想以上の多くの回答を頂いてこれだけのデータを得られたことは、一定の成果があったものと思われる。今後具体的にどのような方向へ議論を進めるかはまだ暗中模索であるが、ともかくも建設工事の問題解決という大テーマに向かって一歩でも前進できればと願っている。

最後になったが、本研究を進めるにあたってアンケートなどにご協力頂いた方々には深く感謝する次第である。

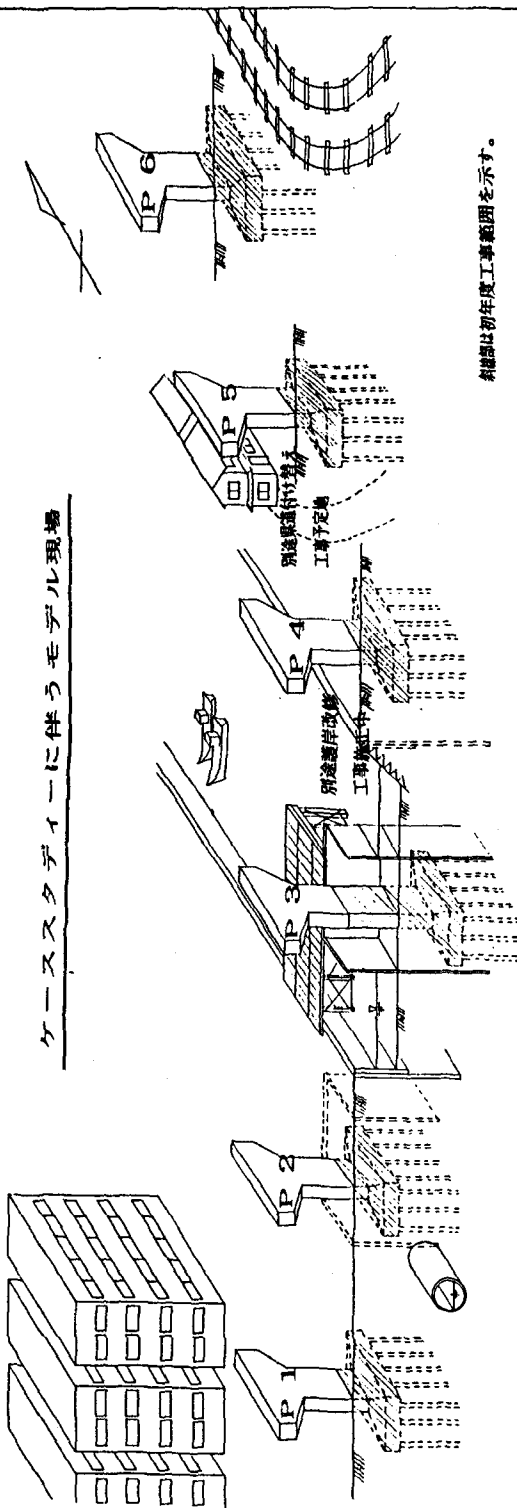
【参考文献】

- 1)土木学会関西支部共同研究グループ：建設工事における合理的・効率的現場システム開発に関する研究、平成3年度ワークショップ資料、P7～50、1992年6月
- 2)同：建設業務合理化のためのマネジメントシステム構築におけるソフト・ハードな方法に関する研究、平成5年度ワークショップ資料、P3～40、1994年6月

Study on Problems of Construction Site and New System of Tender and Contract

This paper is a digest of the result of group study that continued from 1991. At first we seted out a questionnaire about problems of construction, and answers about system itself or application method on the field of design, estimation, audit, and budget system, were more than these about technical problems. Then, we made propositions which were improvement on the system of tender and contract, revision of the standard stipulation of construction contract, establishment of a disinterested organization, and so on. At that time, new systems of tender including an open public tender were putted into practice for the purpose of clearness, fairness, and competitiveness, then we seted out a questionnaire on the influence of an open public tender upon construction site. After that, we continue the reserch that is a hearing at construction site and such like. As the result of these reserch, we guess that the system of an open public tender do nat make a contribution to solve problems of construction, especially construction site.

ケーススタディーに伴うモデル現場



別添道は初年度工事範囲を示す。

本工事は道路高架下部工事であり、基礎工は場所打ち杭を、橋脚工は張り出し式橋脚6基を施工する。
下部工事全体の工期は2年間であるが、単年度毎の分割発注となっており、年度補助を受け、議会議決事項である。
初年度工事は、陸上部については橋脚工のうち地盤高さが、河川部については河川計画高水位高さが本工事範囲である。
都市計画決定は10年前に行われており、それ以降、路線に面した北側の区画の一部は、住居地域として開発された。
工事用地の買収、住民の立ち退きは完了している。
初年度工事の工程として、P1、P2、P4、P5は、準備工を含んで各々8ヶ月、P3、P6は各々11ヶ月となっている。

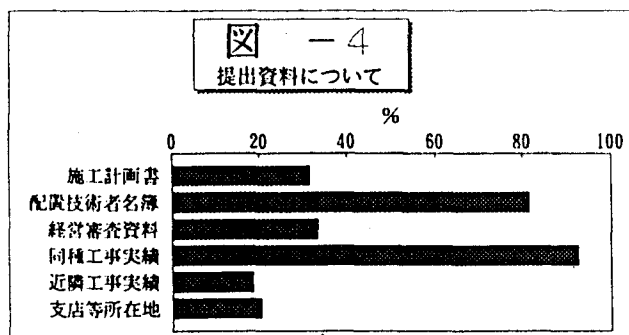
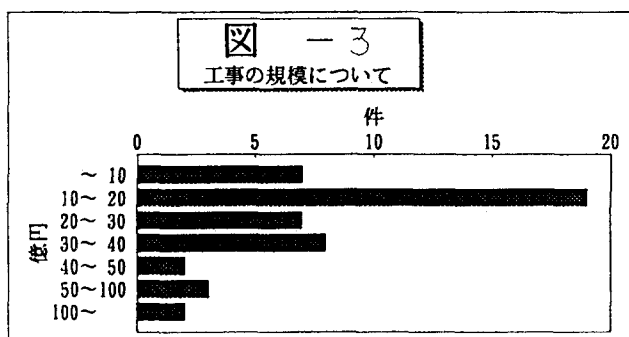
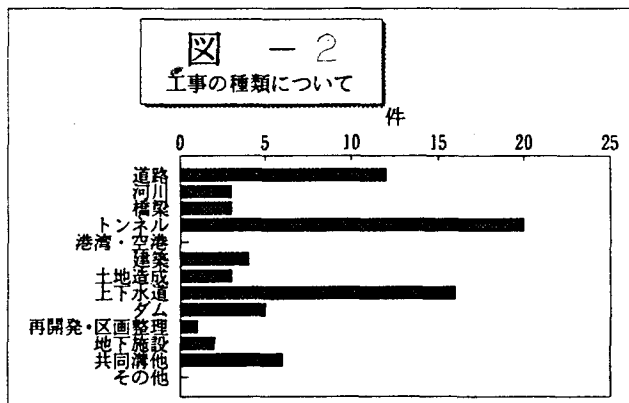
	P 1	P 2	P 3	P 4	P 5	P 6
工事概要	北側は住居地域として、民家が密集している。	下水道幹線が近接して埋設されているが、設計上は支障のない位置に計画されている。	河川内にあり、漁業組合に対する漁業保護は解決しており、汚濁水防止膜が計上されている。	別添工事の種別改修工事を施工中であり、本工事の発注より3ヶ月後に完了する予定である。本工事は、それ以降の施工となるが、条件明示はされていない。	本工事完了後に、近接して別添工事の県道付替え予定であり、本工事の発注より1ヶ月後には用地買収及び立ち退きが完了する予定であるが、条件明示はされていない。	鉄道営業線に近接しており、鉄道会社との協議はされているが、詳細な施工協議については現在継続中である。
発生した一次的問題	北側住民より着工反対の声が上がった。	仮設土留め鋼矢板が下水道幹線に当たることが分かった。	漁業組合から警戒船数の増加を求められた。 漁業組合からより一層の汚濁防止を求められた。	別添種別改修工事が遅れ、着工が3ヶ月遅くなった。	別添県道付け工事の用地買収及び立ち退きが遅れ、民家近接施工となり工法変更が必要となった。	鉄道近接工事における防護工及び計画工の追加が必要となった。 影響解析等膨大な検討資料の作成が必要となった。

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
施工案件の変更
工事の待ち

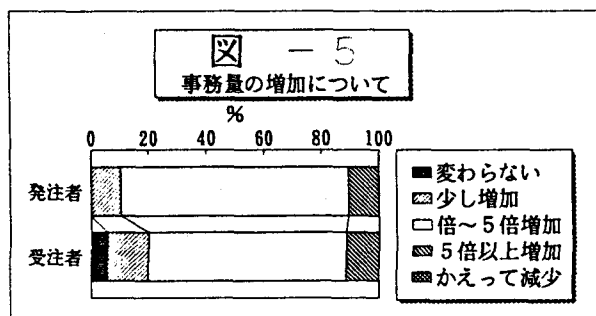
表 7 問題点に対する現行制度上での対応

発生した二次的問題		当該問題に関わる関係契約条項等				
		契約款 第17, 18条 結算、工事費の 算料3-1参照	契約款 第19, 20条 工期の延長短縮 算料3-1参照	契約款 第24条 第3者損害 算料3-1参照	施設省技開発 第24号 条件明示 算料3-2参照	建設省会公発 第114号 入札契約業務 算料3-3参照
P 1	住民とは1ヶ月後に合意したが、予定していた工事用搬出入路を変更し、新たな工事用道路は、大幅な時間制限を受け、これに伴う設計変更はされなかった。 通学路等への交通整理員の配置を求められ、設計変更もされたが、通学時間帯のみの積算となったために、実態と合わなかった。	◎			○	○
P 2	協議及び工法検討によって着工が8ヶ月遅れたが、年度内予算消化を理由に工期の延長は、認められなかった。 8ヶ月の工期を4ヶ月に短縮する突貫工事となり、労務単価の変更はされたが、標準積算と大幅に合わなかった。	○	◎			○
P 3	汚濁水防止は、現設計のままで十分であり、前例もないとの理由から設計変更されず乙側の自発的対策で対応した。 警戒船数の増加に対しては、設計変更されなかった。	◎		◎		○
P 4	着工が3ヶ月遅れたが、工期延長が認められず、突貫工事となった。	○	○		◎	○
P 5	民家近接施工のため工法変更がされたが、時間及び曜日制限による歩掛かりの低下が十分に反映されず、実態と大幅に合わなかった。 甲側が、工法変更を行ったにもかかわらず、民家への予期せぬ影響が発生したが、損害の賠償は、乙側が負担した。	○			◎	○
P 6	防護工及び計測工は追加されたが、実態と合わなかった。 検査資料作成に関して、経費の増加は率計上となったため、大幅に合わなかった。	○				○
全体	予算枠と議会議決事項を理由に、実態とあった設計変更金額とならなかった。 予定していた仮設資材の転用計画に変更が生じ、転用回数が少なくなつたために、余分に仮設資材を入荷したが、これに関する設計変更はされなかった。	◎			○	○
		○			○	○

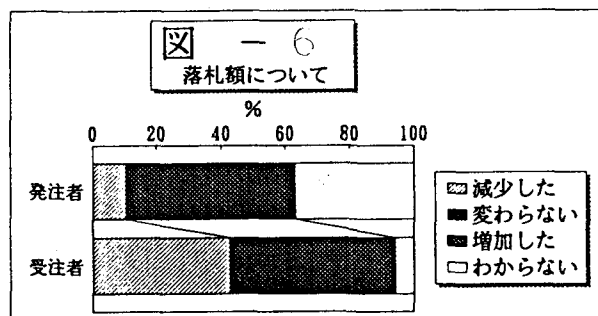
設問3. 当該工事の種類、規模、および提出資料についてお聞かせ下さい。



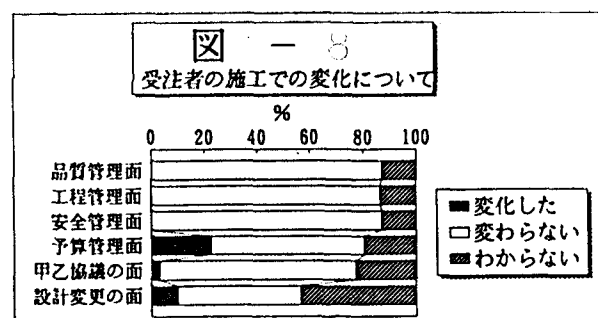
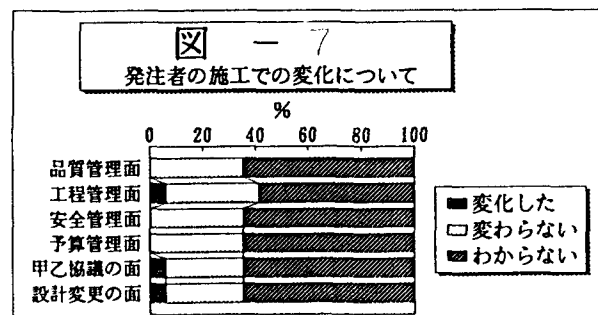
設問5. 通常の指名競争入札と較べて事務量は増加しましたか？



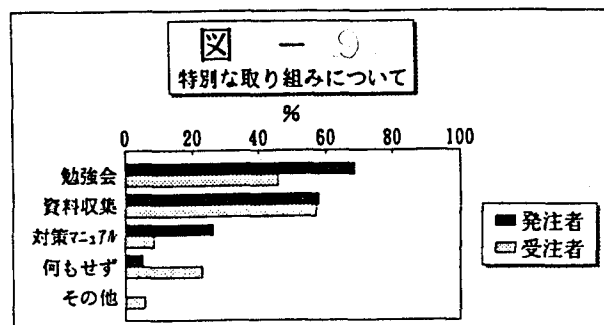
設問6. 通常の指名競争入札の同種同規模工事と較べて落札額（入札額）に変化はあったと思われますか？



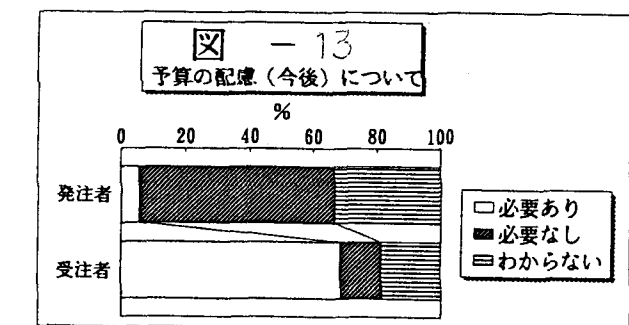
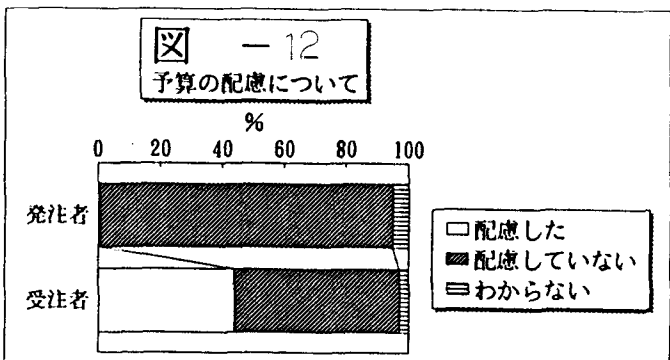
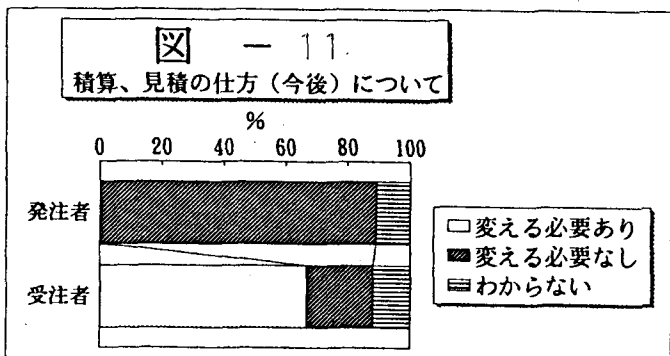
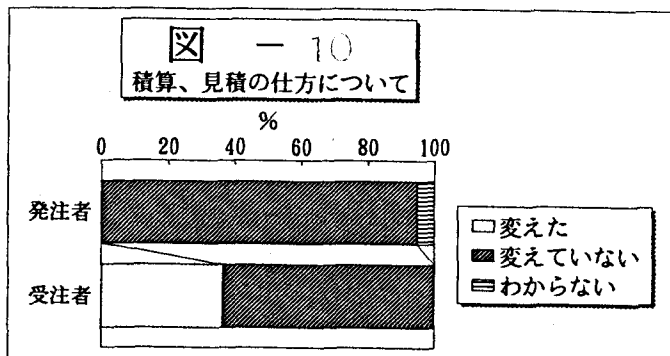
設問7. 通常の指名競争入札の同種同規模工事と較べ、実際の施工にあたって次の側面での変化はありましたか？



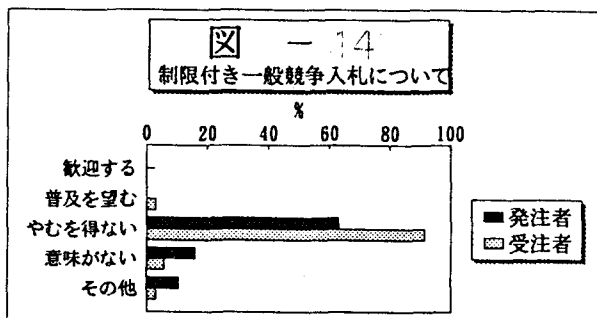
設問8. 所属組織レベルで何か特別な取り組みがなされましたか？



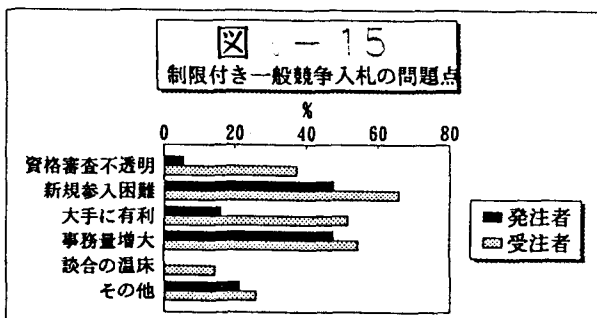
設問 9. 10.



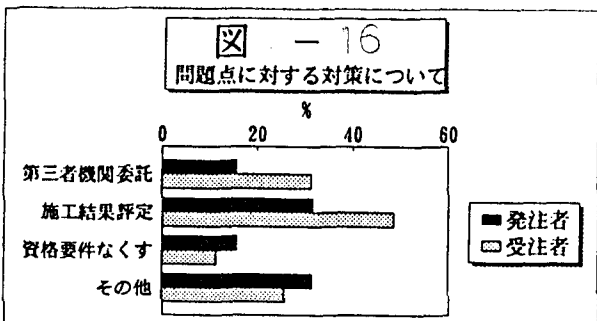
設問 13. 制限付き一般競争入札については今のところどうお考えですか？



設問 14. 制限付き一般競争入札にはどのような問題があるとお考えですか？



設問 15. こういった問題の対策としてどのような方法が良いとお考えでしょうか？



設問 16. 制限付き一般競争入札は建設現場にどのような影響を与えると思われますか？

